

岡山市物品購入等電子入札実施要綱

令和 8 年 3 月 1 1 日財政局長決裁

令和 8 年 1 0 月 1 日適用

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、岡山市における物品の購入、物品の製造の請負及び不用品の売払い（以下「物品購入等」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）において、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、岡山県電子入札共同利用システム利用規約及び岡山市契約規則第 1 7 条の 2 に規定する電磁的方法による入札について（平成 2 1 年市告示第 2 9 0 号。以下「電磁的方法による入札について」という。）において使用する用語の例による。

(対象物件)

第 3 条 電子入札の対象となる物品購入等の物件（以下「対象物件」という。）は、岡山市物品購入等一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札実施要綱」という。）第 4 条第 2 号に規定する電子入札による物件とする。

(案件登録)

第 4 条 市長は、電子入札を行おうとするときは、一般競争入札実施要綱第 5 条の規定による公告（以下「公告」という。）に併せて、電子入札システムにより、物件名、納入場所、入札案件概要、納入期間、入札受付開始日時、入札受付締切日時、開札執行日時その他入札に必要な事項の登録（以下「案件登録」という。）をするものとする。

(参加資格確認申請書等の作成)

第 5 条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ一般競争入札実施要綱第 6 条に規定する申請書等を作成しておかなければならない。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、第4条の規定により電子入札システムに案件登録された対象物件の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ＩＣカードを使用して電子入札システムにより入札金額その他必要事項（以下「入札金額等」という。）の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項の入札金額等の登録に併せて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。

3 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

4 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。

5 入札回数は、2回までとする。

（書面入札への変更）

第6条の2 ＩＣカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ＩＣカードの紛失、失効、閉塞及び入札参加者の責による破損等により使用できなくなった場合を除く。）には、入札書受付締切予定日時の1時間前までに、別記様式第1号「書面入札参加承認申請書」を持参し、市長の承認を得たうえで、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、当該電子案件の開札日がＩＣカードの有効期限内であり、かつ、ＩＣカードの再発行手続きを行っている場合に限る。

(1) 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なＩＣカードが使用できなくなった場合

(2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。

3 第1項の書面入札参加承認申請書の提出を受けたときは、市長はその内容を審査し、理由があると認めるときは書面入札の承認を行うものとする。

4 前項の場合において、入札参加者は当該入札案件の契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）した入札書を、封

筒に封入し、封筒の表に差出人名として入札参加者名及び対象物件名を記載して、入札受付締切日時までに持参しなければならない。

- 5 前項の場合において、入札書にくじ用数字として「001」から「999」までの数字の記入がないときは、第11条第1項第7号にかかわらず、「999」と記入されたものとみなす。

(開札)

第7条 開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。

(許容価格等の登録)

第8条 入札執行者は、前条の開札に際し、税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）のほか、対象物件が岡山市物品製造請負低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）の適用を受ける物件であるときは低入札価格調査実施要綱第4条に規定する調査基準価格を、岡山市物品製造請負最低制限価格の設定に関する要綱の適用を受ける物件（以下「最低制限価格設定物件」という。）であるときは同要綱第4条に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を、それぞれ電子入札システムにより登録するものとする。

(確認対象者の決定)

第9条 入札執行者は、第7条の開札の結果、入札参加者の入札が、第13条に規定する参加資格の確認を行うまでもなく、第11条各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- 2 前項の場合において、対象物件が最低制限価格設定物件であるときは、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。

- 3 入札執行者は、1回目の入札において、前2項の規定により無効又は失格となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。

- 4 入札執行者は、再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とす

るものとする。

- 5 前2項の規定により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

（再入札の場合の特例）

第9条の2 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。

- 2 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

（同一価格での入札者が2人以上ある場合の順位の決定方法）

第10条 第9条第5項の規定により順位を付す場合において、同一価格で入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、指定する場所及び日時において、当該同一価格で入札した者又はその代理人にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 2 入札者の代理人がくじを引く場合は、当該代理人は、当該入札者の委任状を提出しなければならない。

（無効の入札）

第11条 第7条に規定する開札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札

- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札又は必要事項が確認しがたい入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 書面入札において入札書に記名押印がない入札
- (10) 書面入札において総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (11) 書面入札において封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書に記載された対象物件名又は入札者名が相違する入札
- (12) 書面入札において封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札
- (13) 書面入札において1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
- (14) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

2 再入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 前項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 1回目の入札で無効となった者がした入札
- (3) 1回目の入札に参加していない者がした入札

3 市長は、開札前に、入札価格の錯誤を申し出た者がした入札（書面入札を除く。）を、無効とすることができるものとする。

（申請書等の提出）

第12条 確認対象者となった者は、公告において指定する参加資格確認申請開始日時から参加資格確認申請締切日時までの間に、第5条に規定する申請書等を市長に提出する方法により、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、申請書の提出方法は公告で指定するものとし、添付書類は、申請書の提出方法に従い、申請書に添付して提出するものとする。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、第14条各号のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

（参加資格の確認）

第13条 市長は、前条の規定により確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の

確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が次条各号のいずれかに該当するとき又は第12条第1項ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

2 市長は、前項の規定により確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

3 第1項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

4 市長は、前3項の規定による確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

5 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

(失格)

第14条 前条に規定する参加資格の確認において、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者

(2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者

(3) 市長が指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者

(4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者

(5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）

(6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

(落札者の決定)

第15条 市長は、第13条に規定する参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第7条に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるもの

とする。

(参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第16条 市長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

(確認手続の特例)

第17条 市長は、第12条から前条までの規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめすべての入札参加者から申請書等を提出させた上で、資格確認を行うことができるものとする。

(その他)

第18条 地方自治法第234条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条に規定する指名競争入札において、電子入札を実施する場合の手続については、一般競争入札に準じて行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（平成30年3月29日財政局長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（平成30年5月21日財政局長決裁）

この要綱は、平成30年6月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（平成30年9月28日財政局長決裁）

この要綱は、平成30年10月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（令和4年3月29日財政局長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（令和7年3月31日財政局長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（令和８年３月１１日財政局長決裁）

この要綱は，令和８年１０月１日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

様式第 1 号

書面入札参加承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

印

下記電子入札案件について、電子入札システムを利用しての参加ができなくなったため、書面による参加を申請します。なお、承認後に提出する入札書に係る電子入札システムへの入力、岡山市に一任します。

記

案件名	
I C カードの使用 ができない理由 (具体的に記入)	

(添付書類)

- ☐ 電子証明書（I C カード）発行申込書の写し
☐ I C カード（盗難の場合を除く）

(注意事項)

- この申請書は、参加を希望する案件の入札受付締切日時 の 1 時間前までに、添付書類とともに契約課窓口へ持参してください。
- 書面入札を認めるのは、I C カード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、当該案件の開札日が I C カードの有効期限内であるが、災害、盗難等入札参加者の責によらない事由で I C カードが使用できなくなった場合で、I C カード再発行手続きを行っている場合に限り、ます。正当な理由がない場合は、承認しない場合があります。

(岡山市処理欄)

受付日時	年 月 日 時 分
IC カード有効期限	年 月 日まで
書面入札参加	承認します ・ 承認しません
処理完了日時	年 月 日 時 分
受付者	